平成30年度市民税県民税申告のお知らせ　弘前市

市民税県民税の申告書は、あなたの市民税と県民税を算定する基礎資料となるほか、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料などの算定・軽減・支給、所得・課税証明書の発行のための大事な資料になります。２ページの申告フローチャートを確認して、申告が必要な人は忘れずに申告書を提出してください。申告の日程等については７～８ページにありますので確認してください。

申告書の提出期限は平成30年３月15日(木)です。

自書申告・郵送申告のお願い

申告者がご自身で申告書を作成し、提出することで順番待ちや申告受付にかかる時間を短縮することができます。
取り組みへのご理解とご協力をお願いします。

自書申告のお願い（自書申告とは、申告者が領収書等の合計額を計算し、申告書を作成して提出することです。）

申告書の控えが不要な人は、申告書提出箱への提出で受付可能です。（申告書提出箱については６ページをご覧ください。）
申告会場においでの人で、以下についてお済みでない場合は、受付前にご自身で仕分けや計算をしていただくことになります。

◎営業等や農業の申告をする場合
・経費の対象となる領収書（レシート）をガソリン代、修繕費などの種類ごとに仕分けをする。
・仕分けた領収書のそれぞれの合計額を計算する。（計算に使用した領収書もお持ちください。）
※必要経費の種類は申告書の営業等・農業の必要経費をご確認ください。

◎医療費控除を受ける場合
・控除対象となる医療費等の合計額を計算し、医療費控除の明細書（またはセルフメディケーション税制の明細書）を作成する。
※詳しくは９ページの「平成30年度分からの主な制度改正」をご確認ください。
【注意】税の申告をすることで支払った医療費がそのまま還付されるわけではありません。医療費控除はあくまで所得控除であり、扶養控除や社会保険料控除などと合計して所得金額から差し引き、税額を少なく計算することに使われます。

郵送申告のお願い（郵送申告とは、完成した申告書を郵便で送ることです。）

～郵送申告の流れ～

９ページ以降の「申告書の書き方」を参考にして、必要事項を記入･押印する。
→ 記入した申告書とマイナンバーカードまたは通知カード＋本人確認書類、申告書の記入に使用した源泉徴収票・各種控除証明書の写しを用意する。（申告書に添付が必要です。）
→ 右下の送付先を切り取り、封筒に貼る。もしくは送付先を封筒に書く。封筒に申告書と左記写しを入れて郵送する。
→ 申告書の控えや添付書類の返送を希望する場合、切手を貼った返信用封筒を同封する。

※営業等･農業･不動産収入を申告する場合､収入･必要経費のわかる領収書などの添付は不要ですが､５年間の保管が必要です。

期間前申告（対象者限定）

受付期間　２月２日（金）～２月15日（木）（土・日・祝日を除く）
受付時間　午前８時30分～午後４時
受付会場　市役所　前川新館３階　申告会場
対 象 者
・収入が無かった人
・非課税収入（遺族年金、障害年金、傷病手当、失業保険など）のみの人
・給与、公的年金等のみで各種控除を受けようとする人
・給与、公的年金等のほか、退職所得、公的年金以外の雑所得（個人年金、シルバー人材センター配分金など）、一時所得（生命保険の満期返戻金など）のみの人

今年から期間前申告対象者の範囲が広がりました。
対象者限定ですので、おすすめです。

本庁の申告会場を変更しています
本庁地区は前川新館３階申告会場（６ページ）へ変更となります。

【注意】
➢ 営業等、農業、不動産所得があるなど、対象者にあてはまらない人の申告は受付できません。
➢ 町会指定はありません。上記の条件に当てはまるすべての地区の人が対象となります。
➢ 受付期間の初日や午前中は会場の混雑が予想されます。ご了承ください。
➢ 市役所駐車場、市立観光館地下駐車場をご利用の場合は、駐車券を申告会場へお持ちください。
➢ ５ページ「申告に必要なもの」、６ページ「申告書提出までの流れ」を確認のうえ、会場にお越しください。

➢ 申告期間中は電話がつながりにくくなっています。また、担当者不在のため、夜間の折り返しとなる場合もありますのでご了承ください。

問い合わせ先・申告書送付先

〒036-8551　弘前市大字上白銀町１番地１
弘前市役所　市民税課　市民税第二・三係　宛
電話 0172-40-7025、40-7026（直通）

申告フローチャート

平成 30 年１月１日現在、弘前市に住所のある人は、申告が必要かどうかこのフローチャートで確認してください。
※ 平成 30 年１月１日現在、弘前市外に住所のある人は、各自治体へ申告してください。
※ 弘前市外に住所のある人でも、弘前市内に家屋敷等がある人は、弘前市への申告が必要です。

スタート

「平成 29 年分所得税の確定申告書」を税務署に提出しますか？

【申告書作成会場】市立観光館
【受付期間】平成 30 年２月 16 日(金)～３月 15 日(木) 午前９時～午後４時　※土・日を除く
【問い合わせ先】弘前税務署　電話　０１７２－３２－０３３１
【注意】
➢２月 15 日以前は弘前税務署で対応しますが、非常に混雑が予想されますので、市立観光館の開設期間中に申告をお願いします。
➢初めて住宅借入金等特別控除を受ける申告、青色申告、準確定申告（死亡した人などの確定申告）、平成 28 年分以前の確定申告、株式等の譲渡所得の申告は、弘前税務署または市立観光館で作成・提出となります。

はい → **市民税県民税の申告は不要です。**

いいえ ↓ （確定申告書を提出するか不明な場合もこちらへ）

平成 29 年中は次の①～④のいずれかにあてはまりますか？

① 営業等、農業、不動産、譲渡、一時、配当などの収入があった

② 給与収入があって、下記の条件のいずれかにあてはまる
- □ 年末調整を受けていない（年の途中に就職または退職した人、２か所以上からの給与支払いを合算して年末調整されていない人など）
- □ 勤務先から弘前市に給与支払報告書が提出されていない（勤務先から申告をするよう案内を受けた人など。提出状況は勤務先にご確認ください。）
- □ 源泉徴収票に記載されている控除に追加または変更がある
- □ 医療費控除（詳しくは４ページ）、扶養控除などの各種控除（詳しくは 11 ページ）を受ける

③ 公的年金等（国民年金、厚生年金、共済年金、企業年金など）の収入があり、３ページの『年金収入フローチャート』で「市民税県民税の申告が必要です。」と判定された

④ 無収入の人 または 非課税収入のある人で下記の条件のいずれかにあてはまる
- □ 非課税収入（遺族年金、障害年金、傷病手当、失業保険など）のみの人
- □ 国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険などの加入者
- □ 福祉、公営住宅または教育関係制度などの手続きで申告が必要とされている
- □ 『所得・課税証明書』の発行が必要とされている
- □ 諸手続きで申告が必要とされている人など

【注意】②、④は一例ですので、ご不明な場合は市民税課までお問い合わせください。

いいえ ↓ **市民税県民税の申告は不要です。**

はい ↓ **市民税県民税の申告または所得税の確定申告が必要です。**

申告日程および会場（１、６～８ページ）、必要な持ち物（５ページ）を確認し、申告してください。
※所得税の確定申告は、平成 30 年２月 16 日(金)～３月 15 日(木)の午前９時～午後４時（土・日を除く）に、市立観光館でも受付しています。

年金収入フローチャート

公的年金等の収入が 400 万円以下でそのほかの所得が 20 万円以下の人は、所得税の確定申告は不要ですが、**市民税県民税の申告が必要な場合があります。**
市民税県民税の申告が必要かどうか下図でご確認ください。

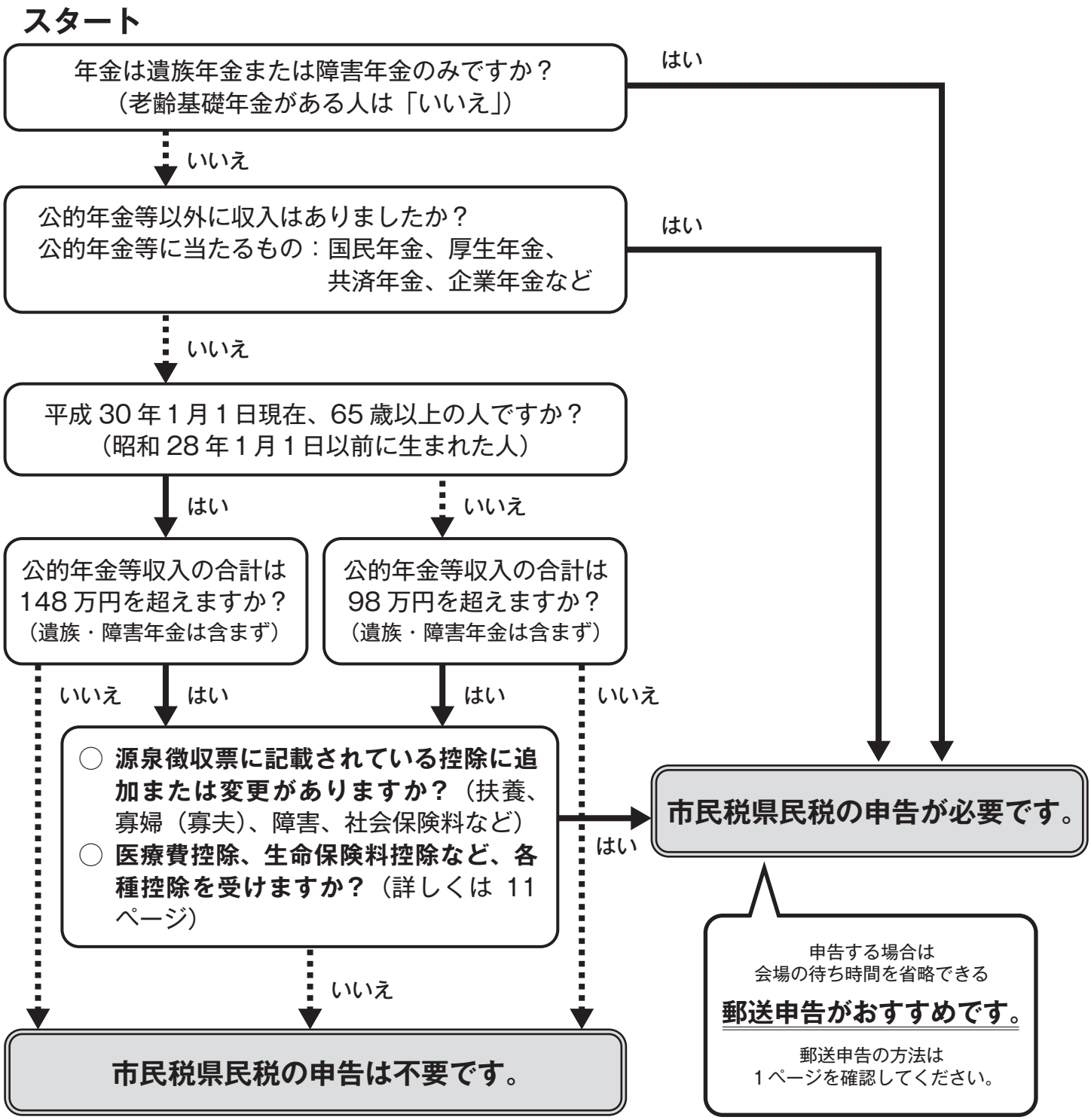

【注意】
上記フローチャートは年金収入がある人の一般例です。
国民健康保険料や後期高齢者医療保険料、介護保険料の算定のため、昨年度中に申告が必要と手紙が届いた人、連絡を受けた人は**忘れずに申告をしてください。**

医療費控除フローチャート

医療費控除は①と②**どちらか選択**できます。

①従来の医療費控除

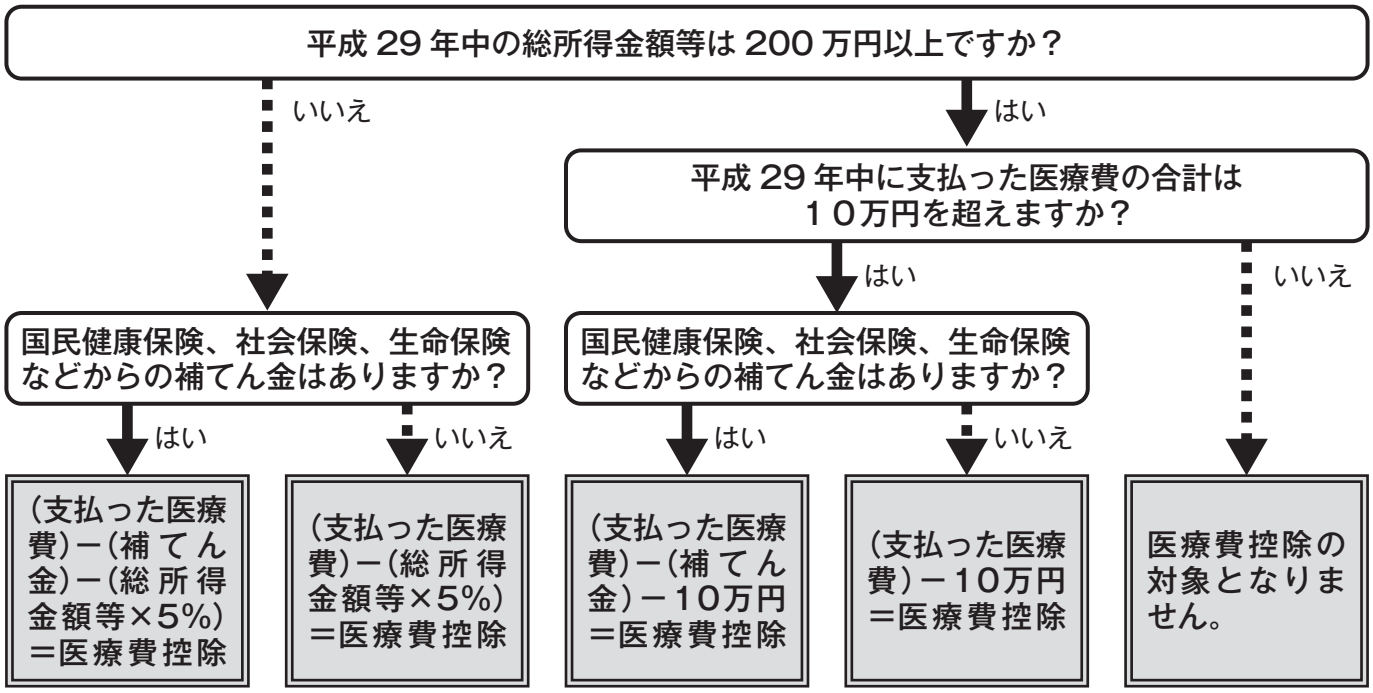

【注意】
- ➢控除額の上限は 200 万円です。
- ➢一部、介護サービスの料金も対象となります。領収書記載の「医療費控除対象」欄などを確認してください。
- ➢補てん金は医療費の合計額からではなく、補てんの対象となる医療費から差し引いてください。

②セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）

※詳しくは９ページの「１　セルフメディケーション税制の創設」をご確認ください。

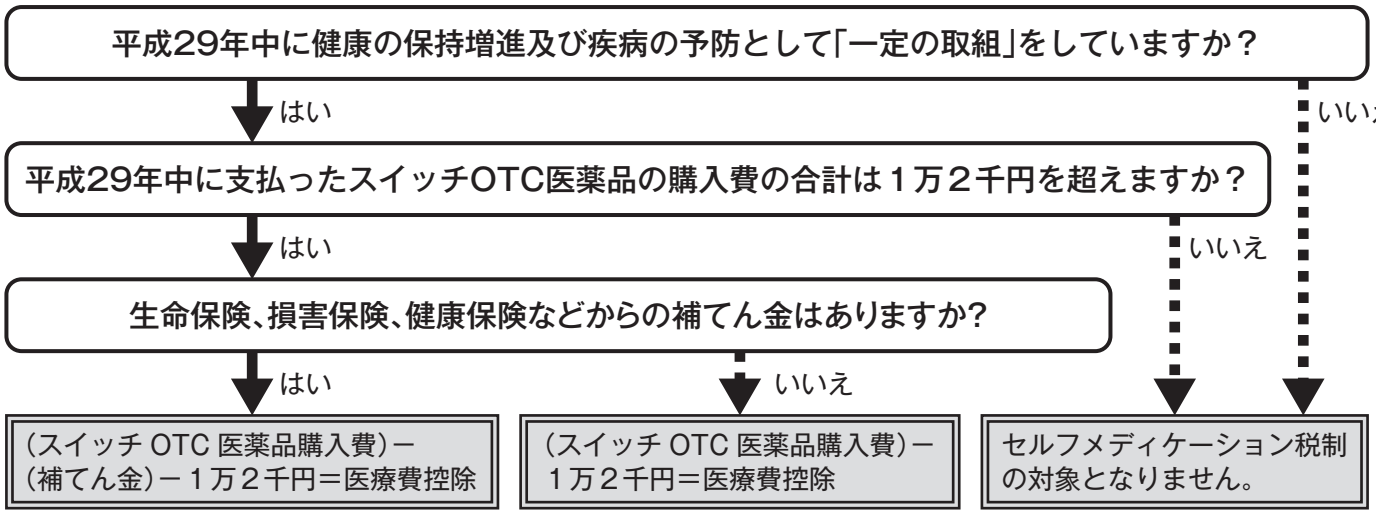

【注意】
- ➢控除額の上限は８万８千円です。
- ➢セルフメディケーション税制の対象外となった場合でも治療目的であれば、スイッチ OTC 医薬品の購入費を、従来の医療費控除の支払った医療費合計額に含めることができる場合もあります。

＜　重要なお知らせ　＞

平成 30 年度（平成 29 年分）から、「医療費控除の明細書」および「セルフメディケーション税制の明細書」の添付が必要になります。

※平成 32 年度（平成 31 年分）までは、領収書の添付または提示によることもできます。詳しくは、９ページの「２　医療費控除等に関する添付書類の見直し」をご確認ください。

申告に必要なもの

【共通して必要なもの】

必要書類など	備　　考
印鑑（認印など）	ゴム印、スタンプ印（インクが内蔵されているもの）は使用できません。
個人番号（マイナンバー）	申告書への記入が必要です。また、**申告書提出の際はマイナンバーの提示または写しの添付が必要ですので、以下のとおりご用意ください。** **申告者のマイナンバー** ➢①～③のいずれかの提示が必要です。ただし、市民税県民税の申告書を郵送または申告書提出箱へ提出する場合、①～③のいずれかの写しの添付が必要となります。 **配偶者・扶養親族・事業専従者のマイナンバー** ➢申告書への記入は必要ですが、①～③のいずれかの提示または写しの添付は不要です。 ①マイナンバーカード　②通知カード と 本人確認書類 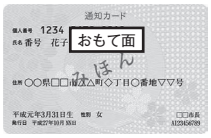 ＋ 運転免許証、健康保険証、障害者手帳、療育手帳など ③個人番号入りの住民票と本人確認書類
申告書	最終ページを切り取って使用してください（市ホームページからも印刷できます）。
代理人の本人確認書類 **（代理人が申告する場合）**	**代理人のマイナンバーは不要です。**
所得・所得控除の計算書類	**以下の表を確認してください。**

【所得の計算に必要なもの（例）】

所得の種類	必要書類など
所得なし **（非課税収入のみの人も含みます。）**	必要書類はありません。
給与所得 公的年金	**源泉徴収票の原本**、給与支払明細書または支払証明書など 【注意】**源泉徴収票の原本を提出していただく場合があります。** **源泉徴収票の控えが必要な人は事前にコピーをお取りください。**
農業所得 **（家庭菜園や飯米など家事消費分のみの人は農業所得の申告は不要です。）** 営業等所得 不動産所得	**収入（売上金額）のわかるもの** ➢売買仕切書、精算書、販売・売上金額がわかる帳簿類、通帳など ➢果樹共済などの各種助成金などに関する通知書、入金が確認できる通帳など ➢賃貸借に関する契約書、入金が確認できる通帳など （通帳確認の場合、平成 29 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日まで記載されたものを用意） **支出（必要経費）のわかるもの** ➢必要経費の領収書、農協の経費の一覧表など ➢平成 29 年度　固定資産税・都市計画税納税通知書兼課税明細書 （営業や農業に使用している または 賃貸借している土地や家屋の固定資産税を支払っている場合） ➢平成 29 年度　（軽）自動車税納税通知書や車検代の領収書など （営業や農業に自動車を使用している場合）
一時所得	生命保険の一時金や満期返戻金の通知書など
譲渡所得	・売買契約書、譲渡資産を取得した時の契約書など ・（収用・あっせんなどの場合）特別控除証明書 ・仲介手数料、譲渡するための果樹の伐採や建物の取り壊し費用などの領収書
雑所得	・シルバー人材センターの配分金支払証明書 ・個人年金保険を年金形式で受け取った場合の支払証明書 ・原稿料や講演料などの支払調書や入金された通帳など

【控除の計算に必要なもの（例）】　**控除の種類は 11 ページを確認してください。**

控除の種類	必要書類など
医療費控除 （平成 30 年度から添付書類が変わりました）	・補てん金の支給金額がわかるもの ＜従来の医療費控除を選択する場合＞ ・医療費控除の明細書（こちらの冊子から切り取って使用してください。） ・医療費の領収書 ・医療保険者から交付を受けた医療費通知 ＜セルフメディケーション税制を選択する場合＞ ・セルフメディケーション税制の明細書（こちらの冊子から切り取って使用してください。） ・「スイッチＯＴＣ医薬品」購入費の領収書　※下記①～⑤の記載が必須 ①商品名　②金額　③当該商品がセルフメディケーション税制対象商品である旨　④販売店名　⑤購入日 ・一定の取組を行ったことを明らかにする書類・・・領収書（原本）、予防接種済証（原本）、結果通知表（コピー可　※健診結果部分は黒塗りでも可）
社会保険料控除	・平成 29 年中に納めた国民健康保険料などの領収書や納付確認書 ・国民年金保険料などの領収書や控除証明書
生命保険料控除 地震保険料控除	保険会社が発行する保険料控除証明書
障害者控除	障害者手帳、障害者控除対象者認定書

申告書提出までの流れ

申告書の提出は順番を待って申告会場の職員に直接提出するか、「郵送申告」または「申告書提出箱」を利用して提出してください。

＜共通して必要な準備＞

□申告に必要なものを用意する。（マイナンバー、源泉徴収票、各種控除証明書など。詳しくは５ページ）

□最終ページの申告書を切り取って、９ページ以降の「申告書の書き方」を参考に記入する。

（１）申告会場へ提出

□記入した申告書のほか、申告に必要なものを持参する。

□申告会場に用意してある番号札を取り、番号が呼ばれるまで待機。

（２）郵送申告　（詳しくは１ページをご覧ください。）

（３）申告書提出箱　（土・日・祝日は設置していません。）

（２）郵送申告と（３）申告書提出箱は会場での待ち時間を省略できるためおすすめです。

□「（２）郵送申告」と同様に書類を用意して、下記の場所･期間に設置している申告書提出箱に申告書を提出する。

市民防災館２階	市民税課	平成 30 年２月　２日 ～ ３月 15 日	午前８時 30 分 ～ 午後５時
前川新館３階	申告会場前	平成 30 年２月　２日 ～ ３月 15 日	午前８時 30 分 ～ 午後４時
岩木総合支所	１階多目的室	平成 30 年２月 20 日 ～ ３月 13 日	午前９時 ～ 午後４時
相馬総合支所	１階多目的室	平成 30 年２月　９日 ～ ２月 15 日	午前９時 ～ 午後４時
出張所地区・城東地区の各会場		［各会場の受付期間］	午前９時 30 分 ～ 午後４時

※添付書類は申告書にホチキス留めまたはクリップ留めをして外れないように提出してください。

＜本庁地区申告会場（前川新館３階）＞

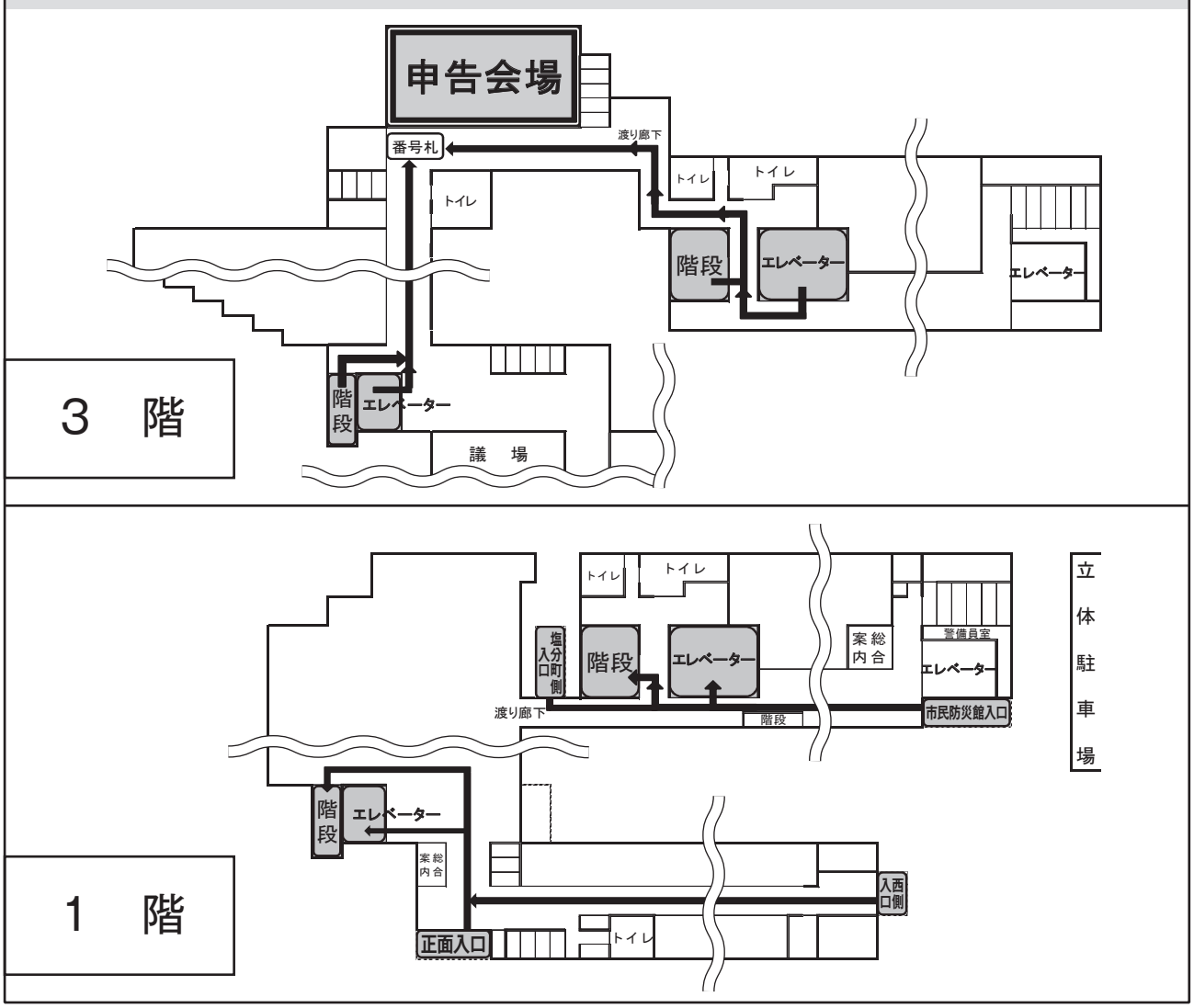

【順路】

①各入口から入り、色のついているエレベーターまたは階段を使って３階の申告会場までお越しください。
　※市民防災館入口近くのエレベーターは使用しないでください。

②申告書提出箱に提出する人は、番号札を取らず申告書提出箱に申告書を提出してください。
　それ以外の人は、申告会場前で番号札を受け取ってお待ちください。

本庁地区日程

受付会場が
変わります！
詳細は６ページ

受付時間　午前８時 30 分～午後４時
受付会場　市役所　前川新館３階　申告会場

市役所へ申告にお越しの人は、市役所駐車場・市立観光館地下駐車場（市役所向かい）の駐車料金が無料となります。駐車券を申告会場へお持ちください。
※観光館で申告をした場合や駐車券をお持ちでない場合は無料となりません。

＜受付期間・町名指定＞

１ページの「期間前申告（対象者限定）」もご確認ください。

2月 16 日（金）～2月 21 日（水）（土・日除く）

あ	青樹町	石渡１～５丁目	泉野１～５丁目
	一野渡	岩賀１～３丁目	駅前１～３丁目
	駅前町	狼森	大川
	大清水	大和沢	桶屋町
	表町		
か	鍛冶町	上白銀町	川先１～４丁目
	神田１～５丁目	北川端町	北横町
	清富町	金属町	蔵主町
	小栗山	小沢	小人町
	駒越町		
さ	在府町	坂元	桜ケ丘１～５丁目
	三世寺	山王町	塩分町
	茂森新町１～４丁目	清水１～３丁目	清水森
	下白銀町	自由ケ丘１～５丁目	新鍛冶町
	末広１～５丁目		
た	高田	高田１～５丁目	鷹匠町
	田町１～５丁目	俵元１・２丁目	千年１～４丁目
	田園１～５丁目	常盤坂１～４丁目	外瀬１・２丁目
	富田１～３丁目	豊田１～３丁目	取上１～５丁目
な	長坂町	中崎	中野１～５丁目
	南塘町	新里	西茂森１・２丁目
	西城北１・２丁目		
は	浜の町北１・２丁目	浜の町西１～３丁目	原ケ平
	原ケ平１～５丁目	東城北１～３丁目	東長町
	東和徳町	樋の口１・２丁目	百石町
	百石町小路	平岡町	広野１・２丁目
	富士見台１・２丁目	本町	東目屋地区
	船沢地区		
ま	松ケ枝１～５丁目	松木平	松原東１～５丁目
	松森町	馬屋町	緑ケ丘１～３丁目
	南川端町	宮園１～５丁目	御幸町
	森町		
わ	和泉１・２丁目	和田町	

2月 22 日（木）～2月 27 日（火）（土・日除く）

あ	悪戸	石渡	植田町
	大浦町	大久保	大富町
	大原１～３丁目	徒町	徒町川端町
	石川地区		
か	学園町	春日町	門外
	門外１～４丁目	上瓦ケ町	紙漉町
	亀甲町	萱町	川合
	河原町	寒沢町	北瓦ケ町
	北新寺町	北柳町	清原１～４丁目
	五十石町	紺屋町	
さ	境関	境関１丁目	坂本町
	相良町	桜林町	笹森町
	茂森町	品川町	清水富田
	下湯口	樹木１～５丁目	城西１～５丁目
	城南１～５丁目	新寺町	新寺町新割町
	清野袋	清野袋１～５丁目	
た	代官町	田代町	館野１・２丁目
	田茂木町	津賀野	土堂
	藤内町	徳田町	外崎１～５丁目
	高杉地区		
な	撫牛子	撫牛子１～５丁目	中瓦ケ町
	西ケ丘町	西川岸町	西大工町
	禰宜町	野田１・２丁目	
は	馬喰町	浜の町東１～５丁目	福田
	福田１～３丁目	福村	福村１丁目
	袋町	富士見町	船水１～３丁目
	堀越		
ま	町田１～３丁目	三岳町	緑町
	南瓦ケ町	南富田町	南柳町
	向外瀬	向外瀬１～５丁目	百田
や	八代町	安原１～３丁目	山崎１～５丁目
	山下町	吉野町	
わ	若党町	若葉１・２丁目	早稲田１～４丁目

2月 28 日（水）～3月５日（月）（土・日除く）

あ	青山１～５丁目	茜町１～３丁目	旭ケ丘１・２丁目
	新町	一番町	稲田１・２丁目
	扇町１～３丁目	大清水１～４丁目	大開１～４丁目
	大町１～３丁目	親方町	
か	覚仙町	堅田	堅田１～５丁目
	上鞘師町	桔梗野１～５丁目	北園１・２丁目
	楮町		
さ	栄町１～４丁目	小比内	小比内１～５丁目
	下鞘師町	城東１～５丁目	城東北１～４丁目
	城東中央１～５丁目	住吉町	裾野地区
	相馬総合支所地区		
た	高崎１・２丁目	茶畑町	鉄砲町
	銅屋町	土手町	富田町
	富野町	豊原１・２丁目	
な	新和地区		
は	八幡町１～３丁目	藤代	藤代１～５丁目
	藤野１・２丁目	文京町	
ま	松原西１～３丁目	南横町	南大町１・２丁目
	南城西１・２丁目	南袋町	稔町
	宮川１～３丁目	元大工町	元寺町
	元寺町小路	元長町	
や	山道町		
わ	和徳町		

3月６日（火）～3月 15 日（木）（土・日除く）

町会の指定はありません。

※８ページの日程にお越しになれない人を含みます。
※混雑が予想されます。あらかじめご了承ください。

利用者識別番号について

市では今年から、「国税電子申告・納税システム」（e-Tax）を利用して確定申告書を税務署へ提出します。e-Tax で申告書を提出すると、紙で提出するより早く還付金を受領できたり、添付書類の一部を省略できたりします。

e-Tax を利用して提出する場合、申告受付の際に申告する人の「利用者識別番号」を取得することとなりますのでご協力をお願いします。

※すでに税務署の申告書作成会場等で利用者識別番号を取得している人は、番号がわかる書類をお持ちください。

岩木総合支所地区日程

受付時間　午前９時～午後４時
受付会場　岩木総合支所　１階多目的室（正面玄関を入ってすぐ右側）

〈受付期間・町会指定〉

➢班で指定されている町会もありますのでよく確認してください。
　なお、ここで指定した班とは回覧板を回す際に分けられている班のことです。
➢上弥生および杉山町会の人は、下記の「船沢地区」の会場へお越しください。

受付日	対象となる町会名		受付日	対象となる町会名	
	午前	午後		午前	午後
２月 20 日(火)	新法師	常盤野	３月　１日(木)	宮地１～５班	宮地６～10 班
２月 21 日(水)	鼻和１～７班	鼻和８～10 班 龍ノ口	３月　２日(金)	鳥井野１～５班	鳥井野６～10 班
２月 22 日(木)	新岡１～７班	新岡８～10 班 横町	３月　５日(月)	五代１～７班	五代８～15 班
			３月　６日(火)	百沢１～６班	百沢７～11 班
２月 23 日(金)	愛宕	高岡	３月　７日(水)	百沢 12 ～ 17 班	熊嶋
２月 26 日(月)	高屋１～８班	高屋９～20 班	３月　８日(木)	兼平１～４班	葛原
２月 27 日(火)	高屋 21 ～ 26 班 八幡	如来瀬	３月　９日(金)	兼平５～８班	雇用促進住宅
			３月 12 日(月)	駒越	真土
２月 28 日(水)	一町田		３月 13 日(火)	賀田	

相馬総合支所地区日程

受付時間　午前９時～午後４時
〈受付期間・町会指定〉　受付会場　相馬総合支所　１階多目的室（民生課前の通路を左に曲がったところ）

受付日	対象となる町会名		受付日	対象となる町会名	
	午前	午後		午前	午後
２月　９日(金)	藍内　昴 安田	紙漉沢	２月 14 日(水)	湯口　坂市　山田	
２月 13 日(火)	水木在家 沢田　桐ノ木沢	五所	２月 15 日(木)	黒滝 藤沢	大助　相馬 前相馬

出張所地区および城東地区日程

〈受付期間・受付会場〉　　受付時間　午前９時 30 分～午後４時

地区名	受付会場	受付日		対象となる町名		
裾野地区	裾野地区体育文化交流センター	１月 26 日(金)	午前	十腰内　貝沢　十面沢		
			午後	大森		
船沢地区	船沢公民館	１月 26 日(金)	午前	細越　折笠　中別所	午後	富栄
		１月 29 日(月)	午前	蒔苗　宮舘	午後	弥生　上弥生　杉山
東目屋地区	東目屋公民館	１月 30 日(火)	午前	国吉　桜庭　米ケ袋　中畑		
			午後	高野　館後　黒土　吉川　平山　中野　番館		
新和地区	新和地区体育文化交流センター	１月 31 日(水)	午前	小友	午後	青女子
		２月　１日(木)	午前	三和	午後	種市　笹舘
城東地区	総合学習センター	２月　１日(木)	午前	城東北１～４丁目　境関		
			午後	末広１～５丁目　和泉１・２丁目　新里(字西里見を除く)　福田１～３丁目		
		２月　２日(金)	午前	早稲田１～４丁目　城東中央１～５丁目 高崎１・２丁目　高田１～５丁目		
			午後	松ケ枝１～３丁目　福村　福田　境関１丁目 福村１丁目　稲田１・２丁目　田園１～５丁目		
石川地区	石川公民館	２月　５日(月)		石川　薬師堂		
		２月　６日(火)		小金崎　大沢　乳井　小金崎１丁目		
高杉地区	北辰学区高杉ふれあいセンター	２月　７日(水)	午前	高杉	午後	楢木　元薬師堂　糠坪
		２月　８日(木)	午前	独狐　前坂	午後	鬼沢

【注意】 上記日程にお越しになれない場合は、本庁地区での受付となります。７ページの日程を確認し、指定された期間にお越しください。なお、出張所地区は地区名で、城東地区は町名で、岩木総合支所地区は３月６日～３月 15 日で、相馬総合支所地区は２月 28 日～３月５日で指定しております。

平成 30 年度分からの主な制度改正

1　セルフメディケーション税制の創設（平成30年度～平成34年度）

健康の保持増進および疾病の予防として一定の取組を行っている人が、平成29年１月１日から本人や本人と生計を一にする親族に係る「スイッチOTC医薬品」購入費用を１年間に１万２千円を超えて支払った場合には、１万２千円を超える額（最大８万８千円）を所得控除できる医療費控除の特例が創設されました。この適用を受ける場合、一定の取組を行ったことを明らかにする書類（※領収書または結果通知表等）の添付または提示が必要となります。

（注）セルフメディケーション税制は従来の医療費控除との選択適用となります。したがってこの特例の適用を受ける場合は、従来の医療費控除を併せて受けることはできません。

～一定の取組とは～
①保険者（健康保険組合、市区町村国保等）が実施する健康診査【人間ドック、各種健（検）診等】
②市区町村が健康増進事業として行う健康診査【生活保護受給者等を対象とする健康診査】
③予防接種【定期接種、インフルエンザワクチンの予防接種】
④勤務先で実施する定期健康診断【事業主検診】
⑤特定健康診査【いわゆるメタボ検診】、特定保健指導
⑥市区町村が健康増進事業として実施するがん検診

※領収書等（原本）または結果通知表（コピー可）は、下記の㋑～㋩の記載があるものに限ります。
㋑　氏名
㋺　取組を行った年
㋩　事業を行った保険者、事業者もしくは市区町村の名称、取組に係る診察を行った医療機関の名称もしくは医師の氏名

（一定の取組を行ったことを明らかにする書類について上記㋑～㋩が記載されていない場合は、勤務先または保険者等からの証明が必要となります。）

スイッチOTC医薬品とは
医師によって処方される医薬品（医療用医薬品）からドラッグストアで購入できる OTC 医薬品に転用された医薬品。具体的な品目は厚生労働省ホームページをご覧ください。

医療費通知とは
①被保険者等の氏名
②療養を受けた年月
③療養を受けた者
④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称
⑤被保険者等が支払った医療費の額
⑥保険者等の名称
※上記６項目が記載されていないものは医療費通知に該当しません。

2　医療費控除等に関する添付書類の見直し

申告書に添付する書類が、領収書に代えて明細書となります。領収書などは自宅等で５年間保管する必要があります。なお、従来の医療費控除を選択した人は、医療費保険者から交付を受けた医療費通知（原本）を添付することにより、明細の記入を省略できます。
※経過措置として平成30年度（平成29年分）から平成32年度（平成31年分）については、領収書の添付または提示とすることも可能です。

申告書様式の主な変更点

上場株式等の配当所得等や上場株式等の譲渡に係る所得について、所得税と異なる方式で個人住民税の課税を希望する場合の記載欄（申告書裏面の左中部）が増えました。

申告書の書き方

給与所得の計算方法

給与収入金額	給与所得金額	
650,999 円まで	0 円	
651,000 円　～　1,618,999 円まで	給与収入　－　650,000 円	
1,619,000 円　～　1,619,999 円まで	969,000 円	
1,620,000 円　～　1,621,999 円まで	970,000 円	
1,622,000 円　～　1,623,999 円まで	972,000 円	
1,624,000 円　～　1,627,999 円まで	974,000 円	
1,628,000 円　～　1,799,999 円まで	①給与収入 ÷4,000＝A	C×0.6
1,800,000 円　～　3,599,999 円まで	②Aの小数点以下切捨＝B	C×0.7　－　180,000 円
3,600,000 円　～　6,599,999 円まで	③B×4,000＝C	C×0.8　－　540,000 円
6,600,000 円　～　9,999,999 円まで	給与収入 ×0.9　－　1,200,000 円	
10,000,000 円以上	給与収入　－　2,200,000 円	

※平成30年度から、給与収入1,000万円を超える場合の給与所得控除額の上限が220万円に引き下げられました。

雑（公的年金）所得の計算方法

64 歳以下（昭和 28 年１月２日以後に生まれた人）		65 歳以上（昭和 28 年１月１日以前に生まれた人）	
年金収入金額	雑所得金額	年金収入金額	雑所得金額
700,000 円まで	0 円	1,200,000 円まで	0 円
700,001 円～1,299,999 円まで	年金収入　－　700,000 円	1,200,001 円～3,299,999 円まで	年金収入　－ 1,200,000 円
1,300,000 円～4,099,999 円まで	年金収入 ×0.75 －　375,000 円	3,300,000 円～4,099,999 円まで	年金収入 ×0.75 －　375,000 円
4,100,000 円～7,699,999 円まで	年金収入 ×0.85 －　785,000 円	4,100,000 円～7,699,999 円まで	年金収入 ×0.85 －　785,000 円
7,700,000 円以上	年金収入 ×0.95 － 1,555,000 円	7,700,000 円以上	年金収入 ×0.95 － 1,555,000 円

※遺族年金や障害年金などは非課税収入となりますので収入金額に含まれません。

＜所得のある人の記入例＞

平成30年度　市民税県民税申告書

弘前市長殿

平成30年 2月16日提出

申告者	現住所	弘前市大字　上白銀町１番地１
	1月1日住所（上記と異なる場合のみ記入）	弘前市大字　※現住所と同じ場合は記入不要
	フリガナ	ヒロ サキ ジョウ タ ロウ
	氏名	弘前 城太郎　（弘前）
	個人番号	9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9

職業	農業	屋号	区
生年月日	明・大・(昭)・平 33年 4月 20日		
世帯主名	弘前 城太郎	続柄	本人
電話番号	35−1111		

◎太枠内は必ず記入してください。

◎所得金額（平成29年1月1日から12月31日までの分について記入してください。）

	A 収入金額	B 必要経費	C 専従者控除		所得金額
事業 営業等	円	円	円	①	A−B−C 円
事業 農業	3,068,111円	1,382,902円	500,000円	②	A−B−C 1,185,209円
不動産	1,200,000円	320,810円	0円	③	A−B−C 879,190円
利子	円			④	円
配当	円	円		⑤	A−B 円
給与	1,251,010円	申告のお知らせ９ページを確認してください。		⑥	601,010円
雑 公的年金等	円	申告のお知らせ９ページを確認してください。		⑦	円
雑 その他	円	円			A−B 円
総合譲渡・一時	裏面の計算欄をご使用ください。			⑧	円
			合計	⑨	2,665,409円

◎所得から差引かれる金額（所得控除額）

								所得控除額
雑損控除（証明書添付）	損害の原因	損害年月日	資産の種類	損害金額	補てん金額	災害関連支出の金額	⑩	100,000円
	火災	平成29.10.18	住宅	450,000円	300,000円	150,000円		
医療費控除（⑪⑫どちらか一方のみ適用）	A 支払った医療費	B 補てん金額	F 総所得金額等の合計額の5%か10万円の少ないほうの金額				⑪	A−B−F（上限200万円） 46,900円
	176,900円	30,000円	100,000円					
	い）スイッチOTC医薬品購入費	ろ）補てん金額	下限額				⑫	い−ろ−1万2千円（上限8万8千円） 円
	円	円	12,000円					
社会保険料控除	国民健康保険料 後期高齢者医療保険料	331,140円	介護保険料	64,040円			⑬	721,100円
	国民年金・農業者年金	325,920円	社保・雇用・任継	円				
小規模企業共済等掛金控除	支払った第１種共済掛金、確定拠出年金掛金、心身障害者扶養共済掛金との合計額						⑭	円
生命保険料控除	新生命保険料	192,000円	旧生命保険料	240,000円			⑮	70,000円
	新個人年金保険料	180,000円	旧個人年金保険料	150,000円				
	介護医療保険料	95,000円	申告のお知らせ11ページを確認してください。					
地震保険料控除	地震保険料	30,000円	旧長期損害保険料	100,000円			⑯	25,000円
寡婦（寡夫）控除	死別・離婚・生死不明・未帰還						⑰	円
勤労学生控除	学校名（　　）						⑱	円
障害者控除	氏名 弘前 菊子	1級	氏名	級			⑲	530,000円
配偶者控除 配偶者特別控除（配偶者控除は⑳、配偶者特別控除は㉑へ記入してください。）	氏名 弘前 林檎	生年月日 明・大・(昭)・平 34・5・10					⑳	330,000円
	個人番号 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2							
	合計所得金額 円	（申告のお知らせ 10 ページ「配偶者特別控除」の欄を確認してください。）					㉑	円

扶養控除

氏名	続柄	生年月日	同居別居	控除額	個人番号
弘前 桜子	子	明・大・(昭)・平 61・8・3	同・(別)	33万円	3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3
弘前 弘二郎	子	明・大・(昭)・(平) 7・10・5	(同)・別	45万円	4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4
		明・大・昭・平 ・・	同・別	万円	
		明・大・昭・平 ・・	同・別	万円	

平成14年1月2日以後に生まれた人は16歳未満の扶養親族に記入してください。　扶養控除額の合計 ㉒ 780,000円

16歳未満の扶養親族（扶養控除は受けられません）

氏名	続柄	生年月日	同居別居	控除額	個人番号
弘前 菊子	子	平成 17・1・1	(同)・別		5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5
		平成 ・・	同・別		
		平成 ・・	同・別		

基礎控除	すべての人に一律　33万円	㉓	330,000円
	合計	㉔	2,933,000円

別居の配偶者・扶養親族・事業専従者に関する事項

氏名	住所	氏名	住所
弘前 桜子	東京都○○区○○町□□番地△△	弘前 弘一郎	青森市○○町□□番地△△

事業専従者に関する事項

氏名	続柄	生年月日	専従者控除額	個人番号
弘前 弘一郎	子	明・大・(昭)・平 59・5・21	500,000円	6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6
		明・大・昭・平 ・・	円	

◎裏面に計算欄、営業等や農業の申告については別途収支内訳書がありますので、ご使用ください。また、源泉徴収票、各種証明書等（写し可）は裏面に貼ってください。
◎「個人番号」欄には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記入してください。
◎上場株式等の配当所得等に係る個人住民税の課税方式について、当申告書の内容を優先する場合は、裏面に☑してください。

専従者控除の求め方

あなたと生計を一にする配偶者や 15 歳以上の親族が、あなたの営む事業に 1 年のうち 6 か月を超えて従事したときは、専従者控除として所得金額から差し引くことができます。
ただし、事業専従者になった人は配偶者控除、配偶者特別控除または扶養控除の対象とすることはできません。
事業専従者については申告書表面に記載欄があります。

ア）配偶者 86万円　配偶者以外 1人につき 50万円
イ）（事業所得＋不動産所得＋山林所得）÷（事業専従者の人数＋1）
ア）、イ）のどちらか少ないほうの額

※イ）で事業所得と不動産所得がある場合、その事業専従者が事業、不動産両方に専従している場合のみ、事業所得と不動産所得を合算します。

配偶者特別控除（配偶者控除と重ねては受けられません）

あなたの前年中の合計所得金額が 1,000 万円以下のとき、生計を一にする配偶者がいる場合、配偶者の合計所得金額に応じて控除を受けられます。

配偶者の合計所得金額	市民税県民税控除額
0円～380,000円	0円（配偶者控除が受けられます）
380,001円～399,999円	33万円
400,000円～449,999円	33万円
450,000円～499,999円	31万円
500,000円～549,999円	26万円
550,000円～599,999円	21万円
600,000円～649,999円	16万円
650,000円～699,999円	11万円
700,000円～749,999円	6万円
750,000円～759,999円	3万円
760,000円～	0円

所得から差し引かれる金額（所得控除額）に関する事項

項目		内容
⑩	雑損控除	前年中に家屋、家財、現金等で災害、盗難、横領にあったとき、または災害関連支出があったときに控除できます。
⑪ ⑫	医療費控除	前年中に本人または本人と生計を一にする親族の医療費を支払ったときに控除できます。（詳しくは４ページをご覧ください） ※平成 29 年１月１日から医療費控除の特例としてセルフメディケーション税制が始まりました。（詳しくは４、９ページをご覧ください）
⑬	社会保険料控除	前年中に本人または本人と生計を一にする親族が負担することになっている国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料などを支払った額を控除できます。
⑭	小規模企業共済等掛金控除	前年中に支払った小規模企業共済契約掛金（旧第２種共済契約を除く）、確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金および個人型年金加入者掛金、心身障害者扶養共済掛金を控除できます。
⑮	生命保険料控除	前年中に支払った一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料はそれぞれの保険料から控除額を求め、合計したものを控除できます。（合計した時の控除限度額：7万円） ①新契約(介護医療保険等)に係る控除額の計算方法（平成24年1月1日以後締結分） ②旧契約に係る控除額の計算方法（平成23年12月31日以前締結分） ③新契約と旧契約の両方に係る控除額の計算方法 それぞれ①+②（限度額28,000円）および②（限度額35,000円）のいずれか大きい金額
⑯	地震保険料控除	前年中に支払った地震保険料があるときは、次の計算で求めた額を控除できます。 ①地震保険料 ②旧長期損害保険料 【注意】 ・平成 18 年 12 月 31 日までに締結した長期損害保険契約（保険期間が 10 年以上で満期返戻金のあるもの）には損害保険料控除を適用する経過措置が設けられています。（短期損害保険料控除は廃止） ・地震保険料控除と経過措置による旧長期損害保険料控除の両方を適用する場合は控除額の上限は 25,000 円です。

①新契約(介護医療保険等)に係る控除額の計算方法（平成24年1月1日以後締結分）

支払保険料	控除額
～12,000円	支払額の全額
12,001円～32,000円	支払額×0.5+6,000円
32,001円～56,000円	支払額×0.25+14,000円
56,001円～	28,000円（限度額）

②旧契約に係る控除額の計算方法（平成23年12月31日以前締結分）

支払保険料	控除額
～15,000円	支払額の全額
15,001円～40,000円	支払額×0.5+7,500円
40,001円～70,000円	支払額×0.25+17,500円
70,001円～	35,000円（限度額）

①地震保険料

支払保険料	控除額
～50,000円	支払額×0.5
50,001円～	25,000円（限度額）

②旧長期損害保険料

支払保険料	控除額
～ 5,000円	支払額の全額
5,001円～15,000円	支払額×0.5+2,500円
15,001円～	10,000円（限度額）

項目			対象者	本人の所得要件	市民税県民税の控除額
⑰	寡婦控除（本人）	寡婦	1夫と死別した人 2夫と死別または離婚した人で、かつ、扶養親族がいる人、または生計を一にする総所得金額等が38万円以下で他の人に扶養されていない子がいる人	1の場合のみ 合計所得金額　500万円以下	26万円
		（寡婦控除の特例）	上記のうち、扶養親族である子がいる場合	合計所得金額　500万円以下	30万円
	寡夫控除（本人）		妻と死別または離婚した人で、生計を一にする総所得金額等が38万円以下で他の人に扶養されていない子がいる人	合計所得金額　500万円以下	26万円
⑱	勤労学生控除（本人）		本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等	合計所得金額が65万円以下、かつ給与所得等以外が10万円以下	26万円
⑲	障害者控除	普通障害者（本人、配偶者、扶養親族）	本人またはその控除対象配偶者もしくは扶養親族が障がい者である場合		26万円
		特別障害者（本人、配偶者、扶養親族）	上記の人が特別障害者（心身喪失者、身体障害1～2級など）の場合		30万円
		同居特別障害者（配偶者、扶養親族）	特別障害者に該当する人で、かつ、あなたや配偶者もしくはあなたと生計を一にする親族のどなたかと同居している場合		53万円
		【注意】16 歳未満の扶養親族を有する場合で扶養控除の適用がないときにおいても適用されます。			
⑳	配偶者控除	控除対象配偶者	生計を一にする配偶者で、かつ、合計所得金額が38万円以下である配偶者		33万円
		老人控除対象配偶者	上記のうち、年齢が70歳以上の控除対象配偶者（昭和23年１月１日以前に生まれた人）		38万円
㉑	配偶者特別控除		生計を一にする配偶者（10ページ別表をご覧ください。）	合計所得金額 1,000万円以下	最高33万円（配偶者の合計所得金額による）
㉒	扶養控除	一般扶養親族	生計を一にする親族等で、かつ、合計所得金額が38万円以下であり、年齢が16歳以上の扶養親族（平成14年１月１日以前に生まれた人）		33万円
		特定扶養親族	一般扶養親族のうち、年齢が19歳以上22歳以下の扶養親族（平成７年１月２日～平成11年１月１日に生まれた人）		45万円
		老人扶養親族	一般扶養親族のうち、年齢が70歳以上の扶養親族（昭和23年１月１日以前に生まれた人）		38万円
		同居老親等扶養親族	老人扶養親族が本人または配偶者の直系尊属で本人または配偶者と同居している場合		45万円
㉓	基礎控除		すべての納税者		33万円

個人番号（マイナンバー）の記入が必要です

個人番号（マイナンバー）について

申告者／⑳配偶者控除／㉑配偶者特別控除／㉒扶養控除／ 16 歳未満の扶養親族／事業専従者については、個人番号（マイナンバー）の記入が必要です。

平成 30 年度　医療費控除の明細書

※この控除を受ける人は、セルフメディケーション税制は受けられません

1月1日住所	弘前市大字	氏名	

医療費通知などの書類を添付する場合は、こちらに貼ってください。

1　医療費通知に関する事項（医療費通知の要件については９ページをご覧ください。）

医療費通知（※）を添付する場合、右記の⑴～⑶を記入します。
※医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類をいう。（例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」）

⑴ 医療費通知に記載された医療費の額	⑵ ⑴のうちその年中に実際支払った医療費の額	⑶ ⑵のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
円	ア　円	イ　円

2　医療費（上記１以外）の明細

「医療を受けた人の氏名」、「病院・薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入することができます。
（上記１に記入したものについては、記入しないでください。）

⑴ 医療を受けた人の氏名	⑵ 病院･薬局などの支払先の名称	⑶ 医療費の区分	⑷ 支払った医療費の額	⑸ ⑷のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
		□ 診療・治療　□ 介護保険サービス □ 医薬品購入　□ その他の医療費	円	円
		□ 診療・治療　□ 介護保険サービス □ 医薬品購入　□ その他の医療費		
		□ 診療・治療　□ 介護保険サービス □ 医薬品購入　□ その他の医療費		
		□ 診療・治療　□ 介護保険サービス □ 医薬品購入　□ その他の医療費		
		□ 診療・治療　□ 介護保険サービス □ 医薬品購入　□ その他の医療費		
		□ 診療・治療　□ 介護保険サービス □ 医薬品購入　□ その他の医療費		
		□ 診療・治療　□ 介護保険サービス □ 医薬品購入　□ その他の医療費		
		□ 診療・治療　□ 介護保険サービス □ 医薬品購入　□ その他の医療費		
		□ 診療・治療　□ 介護保険サービス □ 医薬品購入　□ その他の医療費		
		□ 診療・治療　□ 介護保険サービス □ 医薬品購入　□ その他の医療費		
		□ 診療・治療　□ 介護保険サービス □ 医薬品購入　□ その他の医療費		
		□ 診療・治療　□ 介護保険サービス □ 医薬品購入　□ その他の医療費		
		□ 診療・治療　□ 介護保険サービス □ 医薬品購入　□ その他の医療費		
		□ 診療・治療　□ 介護保険サービス □ 医薬品購入　□ その他の医療費		
		□ 診療・治療　□ 介護保険サービス □ 医薬品購入　□ その他の医療費		
2 の 合 計			ウ	エ

医療費の合計	A	（ア＋ウ）　円	B	（イ＋エ）　円

◎重要なお知らせがあります。必ず４ページ下部の「重要なお知らせ」を確認してください。

3　控除額の計算

支払った医療費	（合計）　円	A
保険金などで補填される金額		B
差引金額（A－B）	（赤字のときは０円）	C
所得金額の合計		D
D×0.05	（赤字のときは０円）	E
Eと10万円のいずれか少ない方の金額		F
医療費控除額（C－F）	（上限 200 万円、赤字のときは０円）	G

A・B → 申告書の「所得から差し引かれる金額」の⑪医療費控除の欄に転記します。

C・D → 申告書の⑨「所得金額」の合計欄の金額を転記します。
（注）次の場合には、それぞれの金額を加算します。
・退職所得及び山林所得がある場合…その所得金額
・ほかに申告分離課税の所得がある場合…その所得金額（特別控除前の金額）

F・G → 申告書の「所得から差し引かれる金額」の⑪医療費控除欄に転記します。

〈記入例〉

1　医療費通知に関する事項

⑴ 医療費通知に記載された医療費の額	⑵ ⑴のうちその年中に実際支払った医療費の額	⑶ ⑵のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
184,765 円	ア　133,500 円	イ　円

医療費通知に記載された自己負担額の合計を記入します。

⑴で記入した医療費のうち、その年中に実際に支払った金額を領収書等で確認し、合計額を記入します。

⑵の医療費について、保険金などを受け取った場合は、その金額を記入します。ただし、給付目的の医療費の金額を限度とします。

（例）弘前太郎さんが○△病院に通院した場合
1月10日　診療：4,500円　通院費（ＪＲ、○○バス）往復880円
2月15日　診療：6,500円　通院費（ＪＲ、○○バス）往復880円
○△病院計 11,000円　　通院費計：1,760円

※「□その他の医療費」欄は、例えば、通院費、医療用器具の購入（いずれも通常必要なものに限ります。）などがある場合にチェックします。
※通院費の支払先が乗り継ぎ等により複数ある場合には、まとめて記載しても差し支えありません。
※控除の対象となる医療費の範囲など、詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

2　医療費（上記１以外）の明細

⑴ 医療を受けた人の氏名	⑵ 病院･薬局などの支払先の名称	⑶ 医療費の区分	⑷ 支払った医療費の額	⑸ ⑷のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
弘前　太郎	○△病院	☑ 診療・治療　□ 介護保険サービス □ 医薬品購入　□ その他の医療費	11,000 円	円
〃	JR、○○バス	□ 診療・治療　□ 介護保険サービス □ 医薬品購入　☑ その他の医療費	1,760	

平成 30 年度　セルフメディケーション税制の明細書

※この控除を受ける人は、従来の医療費控除は受けられません

1月1日住所	弘前市大字	氏名	

取組を行ったことを明らかにする書類を添付する場合は、こちらに貼ってください。

1　申告する方の健康の保持増進及び疾病の予防への取組

(1)取　組　内　容	□ 健康診査　□ 予防接種　□ 定期健康診断 □ 特定健康診査　□ がん検診　□ (　　)
(2)発　行　者　名 (保険者、勤務先、市区町村、医療機関名など)	

取組を行ったことを明らかにする書類を確認し、該当する取組内容をいずれか一つチェックします。

※取組に要した費用は、控除対象となりません。

2　特定一般用医薬品等購入費の明細

「薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入することができます。

(1)薬局などの支払先の名称	(2)医薬品の名称	(3)スイッチ OTC 医薬品購入費	(4)(3)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
合　　計		い	ろ

3　控除額の計算

スイッチOTC医薬品購入費	(合計)　円	い
保険金などで補填される金額		ろ
差引金額（いーろ）	(赤字のときは0円)	は
医療費控除額(はー12,000円)	(上限8万8千円、赤字のときは0円)	に

（申告書の「所得から差し引かれる金額」の⑫医療費控除の欄に転記します。）

（申告書の「所得から差し引かれる金額」の⑫医療費控除欄に転記します。）

〈記入例〉

領収書が複数ある場合は、購入先ごとにまとめて記入することができます。

複数の医薬品を購入した場合は、名称を並べて記入します。

同一の薬局で複数の医薬品を購入した場合は、購入費の合計額を記入します。

生命保険契約、損害保険契約又は健康保険法の規定等に基づき受け取った保険金や給付金がある場合に、その金額を記入します。

(1)薬局などの支払先の名称	(2)医薬品の名称	(3)スイッチ OTC 医薬品購入費	(4)(3)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
市税薬局	ゼイムEX、カクテイ胃腸薬MN	2,164 円	円
□□ドラッグストア	○○○○、○○○、○○○○○	13,753 円	円
〃	○○○、○○○、○○○○、○○○○、○○○	円	円

医薬品の名称が枠内に記入しきれない場合は、このように記入します。

市税薬局
林檎支店　TEL　0172-**-****
弘前市上白銀町１－１
■　領収書　■
2017年4月1日（土）12：00
★ゼイムＥＸ　¥1,273
頭痛薬　¥760
★カクテイ胃腸薬MN　¥891
小　計　¥2,924
合　計　¥2,924
内消費税　¥216
お預かり　¥3,000
お釣り　¥76
★印はセルフメディケーション税制対象商品です。

領収書に控除の対象であることが記載されています。

※証明書類（レシート等）には、下記①～⑤の記載が必要です。
①商品名　②金額　③当該商品がセルフメディケーション税制対象商品である旨
④販売店名　⑤購入日

◎重要なお知らせがあります。必ず4ページ下部の「重要なお知らせ」を確認してください。

1月1日住所	弘前市大字	氏名	

○農業所得の内訳

経営面積	水田	りんご畑	普通畑
	アール	アール	アール

			区分	数量	金額
収入金額	水稲		農協販売分	俵	円
			家事消費・贈答分		
			小計		
	りんご	農協販売分	期首(28年産仮渡金額) ア	箱	
			28年産販売金額 イ		
			29年産販売金額 ウ		
			期末(29年産仮渡金額) エ		
			計(イ+ウ+エ−ア)		
			市場販売分		
			加工用		
			家事消費・贈答分		
			小計		
	その他				
			家事消費・贈答分		
	雑収入				
	29年末在庫				

収入金額合計(申告書表面A収入金額欄へ)	A 円

必要経費	雇人費 労賃・賄い費など	円	修繕費 事業用資産の修理費等	円
	小作料・賃借料 農地の賃借料など		動力光熱費 ガソリン代など	
	減価償却費 下段内訳より		作業用衣料費 ヤッケ、長靴、手袋代など	
	利子割引料 事業用借入金利子		農業共済掛金 農業用共済掛金	
	租税公課 事業に関する税金		荷造運賃手数料 包装費用や運賃など	
	種苗費 種もみ代、苗代など		土地改良費 土地改良事業費など	
	肥料費 肥料代			
	農具費 農具代			
	農薬衛生費 農薬代、共同防除費など			
	諸材料費 農業資材代、箱代など		雑費	

必要経費合計(申告書表面B必要経費欄へ)	B 円

○営業等所得の内訳

収入金額	売上金額	円
	家事消費	
	その他の収入	
収入金額合計(申告書表面A収入金額欄へ)		A 円

売上原価	期首 ア		円	
	仕入金額 イ			
	期末 ウ			
	原価(ア+イ−ウ)			
必要経費	給料賃金 従業員の給与など	円	通信費 電話料、切手代など	円
	外注工賃 下請への発注額など		広告宣伝費 宣伝費用	
	減価償却費 下段内訳より		接待交際費 顧客への接待費など	
	地代家賃 店舗等の賃貸料		損害保険料 事業用資産の保険料	
	利子割引料 事業用借入金利子		修繕費 事業用資産の修理費等	
	租税公課 事業に関する税金		消耗品費 事務用品代など	
	荷造運賃 包装材料費など		福利厚生費 事業主負担の保険料	
	水道光熱費 事業用の水道光熱費			
	旅費交通費 電車代、バス代など		雑費	
必要経費合計(申告書表面B必要経費欄へ)			B 円	

◇雇人費・給料賃金の内訳 (農業・営業等所得の必要経費の雇人費・給料賃金欄へ)

住所		氏名
作業名	日数	現金・現物
	延 日	円
住所		氏名
作業名	日数	現金・現物
	延 日	円
住所		氏名
作業名	日数	現金・現物
	延 日	円

償却率(CI)、(CII)は申告書裏面を確認してください。

◇減価償却費の計算

平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産《償却率は申告書裏面のCIを確認してください。》

減価償却資産の名称等	取得年月	取得価額(A)	償却の基礎になる金額(B)	耐用年数	償却率(CI)	本年中の償却期間(D)	事業専用割合(E)	必要経費算入額A×CI×D×E
	.	円		年		/12月	%	円
	.			年		/12月	%	
計		(農業・営業等所得の必要経費減価償却費欄へ)						円

平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産《償却率は申告書裏面のCIIを確認してください。》
(償却可能限度額まで達した償却資産は、その翌年以後5年間で残存価額を均等に1円まで償却することができます。)

減価償却資産の名称等	取得年月	取得価額(A)	償却の基礎になる金額(B)	耐用年数	償却率(CII)	本年中の償却期間(D)	事業専用割合(E)	必要経費算入額B×CII×D×E
	.	円	円	年		/12月	%	円
	.			年		/12月	%	
	.			年		/12月	%	
計		(農業・営業等所得の必要経費減価償却費欄へ)						円

○給与収入

［源泉徴収票、給与明細書等がない人は事業所または雇主に証明してもらってください。］

月	日給	日数	月収	備考
1	円	日	円	
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
賞与等	円			
合計	円			

勤務先住所

勤務先名　　印（代表者印）

勤務先電話番号

○配当割額または株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

配当割額控除額	円
株式等譲渡所得割額控除額	

○上場株式等の配当所得等に係る個人住民税の課税方式に関する事項

当申告書の内容を優先とする場合は、下記へ☑してください。

☐ 上場株式等の配当所得等や上場株式等の譲渡（源泉徴収がある特定口座）に係る所得については、当申告書を優先する。

○寄附金に関する事項（受領証明書添付）

都道府県、市区町村分		円
青森県共同募金会、日赤青森県支部分		
条例指定分	青森県	
	弘前市	

「都道府県、市区町村分」、「青森県共同募金会、日赤青森県支部分」の各欄には、当該団体へ寄附した金額を記入してください。
「条例指定分」の「青森県」、「弘前市」の各欄には、青森県、弘前市の条例で指定された寄附金を支出した場合にそれぞれ記入してください。

○事業税に関する事項

非課税所得など	番号	所得金額
損益通算の特例適用前の不動産所得		
不動産所得から差引いた青色申告特別控除額		
事業用資産の譲渡損失など		

前年中の開（廃）業	開始・廃止	月　日	☐他都道府県の事務所等

○その他特殊事項など

家屋敷に関する事項

事務所・事業所 家屋敷の所在地	弘前市大字

○不動産所得の内訳

不動産の所在地				
収入金額	家賃	(1ヶ月　円)×(　ヶ月)		円
	地代	(1ヶ月　円)×(　ヶ月)		
	小作料			
	収入金額合計	A		円
必要経費	減価償却費	円	修繕費	円
	借入金利子		土地改良費	
	租税公課			
	損害保険料		雑費	
	必要経費合計	B		円

◇減価償却費の計算

平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産《償却率は下表のCIを確認してください。》

減価償却資産	取得年月	取得価額(A)	償却の基礎になる金額(B)	耐用年数	償却率(CI)	本年中の償却期間(D)	専用割合(E)	減価償却費 A×CI×D×E
	・			年		/12月	%	
	・			年		/12月	%	
計	(必要経費の減価償却費欄へ)←							円

平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産《償却率は下表のCⅡを確認してください。》
（償却可能限度額まで達した償却資産は、その翌年以後5年間で残存価額を均等に1円まで償却することができます。）

減価償却資産	取得年月	取得価額(A)	償却の基礎になる金額(B)	耐用年数	償却率(CⅡ)	本年中の償却期間(D)	専用割合(E)	減価償却費 B×CⅡ×D×E
	・		円	年		/12月	%	
	・		円	年		/12月	%	
計	(必要経費の減価償却費欄へ)←							円

◆減価償却資産の償却率（CⅠ:平成19年4月1日以後取得、CⅡ:平成19年3月31日以前取得）

耐用年数	CⅠ	CⅡ	耐用年数	CⅠ	CⅡ
2年	0.500	0.500	6年	0.167	0.166
3年	0.334	0.333	7年	0.143	0.142
4年	0.250	0.250	8年	0.125	0.125
5年	0.200	0.200	9年	0.112	0.111

耐用年数10年以降の償却率はお問い合わせください。

○総合譲渡・一時所得に関する事項

		A 収入金額	B 必要経費	C 特別控除額	所得金額(A−B−C)	合計
総合譲渡	短期	円	円	円	イ　円	イ+[(ロ+ハ)×0.5]
	長期				ロ	
一時					ハ	円

○分離譲渡・株式譲渡・先物取引に関する事項

	A 収入金額	B 必要経費	差引金額(A−B)	C 特別控除額	所得金額
分離短期	円	円	㉕　円	円	A−B−C　円
分離長期			㉖		A−B−C
一般株式等の譲渡					㉗ A−B
上場株式等の譲渡					㉘ A−B
上場株式等の配当等					㉙ A−B
先物取引					㉚ A−B

特例適用条文　所得税法／租税特別措置法　条の　項　号

○山林所得・退職所得に関する事項

山林所得	A 収入金額	B 必要経費	C 専従者控除額	D 特別控除額	E 青色申告特別控除額	所得金額
	円	円	円	円	円	㉛ A−B−C−D−E　円

退職所得	A 収入金額	勤続年数	普通・障害	B 退職所得控除額	C 差引金額(A−B)	所得金額
	円	年	☐普通 ☐障害	円	円	㉜ C×0.5　円

納付方法の選択

給与・公的年金等に係る所得以外（平成30年4月1日において65歳未満の人は給与所得以外）の市民税県民税について希望する方を選択してください。

☐ 給与から差引き（特別徴収）　☐ 自分で納付（普通徴収）

源泉徴収票、各種証明書等（写し可）の右端をここに貼ってください。

平成30年度　市民税県民税申告書

区

弘前市長殿	申告者	現住所	弘前市大字	職業		屋号	
		1月1日住所（上記と異なる場合のみ記入）	弘前市大字	生年月日	明 大 昭 平　年　月　日		
		フリガナ		世帯主名		続柄	
		氏名	印	電話番号			
平成　年　月　日提出		個人番号					

◎太枠内は必ず記入してください。

◎所得金額（平成29年1月1日から12月31日までの分について記入してください。）

	A 収入金額	B 必要経費	C 専従者控除		所得金額
事業 営業等	円	円	円	①	A-B-C 円
事業 農業	円	円	円	②	A-B-C 円
不動産	円	円	円	③	A-B-C 円
利子	円			④	円
配当	円	円		⑤	A-B 円
給与	円	申告のお知らせ９ページを確認してください。		⑥	円
雑 公的年金等	円	申告のお知らせ９ページを確認してください。		⑦	円
雑 その他	円	円			A-B 円
総合譲渡・一時	裏面の計算欄をご使用ください。			⑧	円
			合計	⑨	円

◎所得から差引かれる金額（所得控除額）

								所得控除額
雑損控除（証明書添付）	損害の原因	損害年月日	資産の種類	損害金額	補てん金額	災害関連支出の金額	⑩	円
				円	円	円		
医療費控除（⑪⑫どちらか一方のみ適用）	A 支払った医療費	B 補てん金額	F 総所得金額等の合計額の5%か10万円の少ないほうの金額				⑪	A-B-F（上限200万円） 円
	円	円	円					
	い）スイッチOTC医薬品購入費	ろ）補てん金額	下限額				⑫	い-ろ-1万2千円（上限8万8千円） 円
	円	円	12,000 円					
社会保険料控除	国民健康保険料 後期高齢者医療保険料	円	介護保険料	円			⑬	円
	国民年金・農業者年金	円	社保・雇用・任継	円				
小規模企業共済等掛金控除	支払った第１種共済掛金、確定拠出年金掛金、心身障害者扶養共済掛金との合計額						⑭	円
生命保険料控除	新生命保険料	円	旧生命保険料	円			⑮	円
	新個人年金保険料	円	旧個人年金保険料	円				
	介護医療保険料	円	申告のお知らせ11ページを確認してください。					
地震保険料控除	地震保険料	円	旧長期損害保険料	円			⑯	円
寡婦（寡夫）控除	死別・離婚・生死不明・未帰還						⑰	円
勤労学生控除	学校名（　　）						⑱	円
障害者控除	氏名	級	氏名	級			⑲	円
配偶者控除 配偶者特別控除（配偶者控除は⑳、配偶者特別控除は㉑へ記入してください。）	氏名		生年月日	明・大・昭・平　・　・			⑳	円
	個人番号							
	合計所得金額	円	（申告のお知らせ 10 ページ「配偶者特別控除」の欄を確認してください。）				㉑	円

扶養控除	氏名	続柄	生年月日	同居別居	控除額	個人番号
			明 大 昭 平　・　・	同・別	万円	
			明 大 昭 平　・　・	同・別	万円	
			明 大 昭 平　・　・	同・別	万円	
			明 大 昭 平　・　・	同・別	万円	

平成 14 年 1 月 2 日以後に生まれた人は 16 歳未満の扶養親族に記入してください。　扶養控除額の合計 ㉒ 円

16歳未満の扶養親族（扶養控除は受けられません）	氏名	続柄	生年月日	同居別居	控除額	個人番号
			平成　・　・	同・別		
			平成　・　・	同・別		
			平成　・　・	同・別		

基礎控除	すべての人に一律　33万円	㉓	330,000 円
	合計	㉔	円

別居の配偶者・扶養親族・事業専従者に関する事項

氏名	住所	氏名	住所

事業専従者に関する事項

氏名	続柄	生年月日	専従者控除額	個人番号
		明 大 昭 平　・　・	円	
		明 大 昭 平　・　・	円	

◎裏面に計算欄、営業等や農業の申告については別途収支内訳書がありますので、ご使用ください。また、源泉徴収票、各種証明書等（写し可）は裏面に貼ってください。
◎「個人番号」欄には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいう。）を記入してください。
◎上場株式等の配当所得等に係る個人住民税の課税方式について、当申告書の内容を優先する場合は、裏面に☑してください。